<table>
<tr><td colspan="5"></td><td colspan="3">□親族外</td></tr>
<tr><td colspan="5">相続の開始の日の翌日から5月を経過する日における代表者への就任の有無</td><td colspan="3">□有　□無</td></tr>
<tr><td colspan="5">相続の開始の直前における役員への就任の有無</td><td colspan="3">□有　□無</td></tr>
<tr><td colspan="5">相続の開始の時における過去の法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第7号又は第9号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無</td><td colspan="3">□有　□無</td></tr>
<tr><td colspan="5">相続の開始の時における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合</td><td colspan="3">(h)+(i)+(j)　　個
((h)+(i)+(j))/(b)　　%</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="3">保有議決権数及びその割合</td><td>相続の開始の直前</td><td>(h)　　個
(h)/(a)　　%</td><td rowspan="2">被相続人から相続又は遺贈により取得した数(*1)</td><td colspan="2" rowspan="2">(i)　　個</td></tr>
<tr><td>相続の開始の時</td><td>(h)+(i)　　個
((h)+(i))/(b)　　%</td></tr>
<tr><td colspan="3">(*1)のうち租税特別措置法第70条の7の6第1項の適用を受けようとする株式等に係る数(*2)</td><td colspan="3">個</td></tr>
<tr><td colspan="3">(*2)のうち第一種特例相続認定申請基準日までに譲渡した数</td><td colspan="3">個</td></tr>
<tr><td></td><td>相続の開始の時における同族関係者</td><td colspan="2">氏名（会社名）</td><td colspan="2">住所（会社所在地）</td><td>保有議決権数及びその割合</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>(j)　　個
(j)/(b)　　%</td></tr>
</table>

（備考）

① 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

② 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

③ 申請書の写し（別紙1及び別紙2を含む）及び施行規則第7条第7項の規定により読み替えられた第7条第3項各号に掲げる書類を添付する。

④ 「施行規則第17条第1項第1号の確認（施行規則第18条第1項又は第2項の変更の確認をした場合には変更後の確認）に係る確認事項」については、当該確認を受けていない場合には、施行規則第17条第2項各号に掲げる書類を添付する。また、施行規則第18条第1項又は第2項に定める変更をし、当該変更後の確認を受けていない場合には、同条第5項の規定により読み替えられた前条第2項に掲げる書類を添付する。

⑤ 施行規則第6条第2項の規定により申請者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないものとみなされた場合には、その旨を証する書類を添付する。

⑥ 第一種特例相続認定申請基準事業年度終了の日において申請者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合を含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

① 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。

② 「被相続人から相続又は遺贈により取得した数」については、相続の開始の時以後のいずれかの時において申請者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第234条第1項の規定により競売しなければならない株式を除く。）に係る議決権の数、相続の開始の時以後のいずれかの時において申請者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（会社法第234条第1項の規定により競売しなければならない株式を除く。）に係る議決権の数とする。

③ 「認定申請基準事業年度における特定資産等に係る明細表」については、第一種特例相続認定申請基準事業年度に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）

④ 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により申請者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）

⑤ 「(*3)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

⑥ 「総収入金額（営業外収入及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。

⑦ 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

⑧ 「特別子会社」については、相続の開始の時以後において申請者に特別子会社があ